

産地食肉センター施設整備工事（污水处理施設） に係る施工予定者選定

（宮崎くみあいチキンフーズ株式会社新工場）

プロポーザル応募要領

宮崎くみあいチキンフーズ(株) 北部工場(昭和59年)・中部工場(昭和47年)とも操業開始以来、県内有数の食肉処理施設として稼動してきましたが、工場建屋・機械設備の老朽化及び輸出拡大整備(対米基準)に伴い工場を統合し新たな土地にて新工場を計画しております。

現在、新工場設計業務を実施している段階ですが、附帯施設である污水处理施設については、設計が困難な事から、設計・施工予定者を選定し、提案された設計書・施工方法の協議を行い、確実な工事施工に結びつけるために、新しい入札方法である「設計提案・交渉方式」によるプロポーザルを実施します。

1 設計提案の審査及び価格等の交渉による方式の概要

1 通称「設計提案・交渉方式」とは

- ア 「設計提案・交渉方式」の、「設計・施工一括タイプ＝DB（デザインビルド）方式」と呼ばれる方式。
- イ 設計提案を審査し提案適確者による価格競争入札を実施し、最低価格者と請負契約を締結する手法。

2 導入のメリット

- ア 設計と製作・施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
- イ 設計段階から施工の準備が可能となる。
- ウ 設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。
- エ 技術と価格の総合的な競争入札により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。

3 入札・契約までの流れ（予定）

- ア 公募型プロポーザルにより、一定の条件を満たす参加事業者から設計提案（VE 提案を含む。）を受け、審査後提案適格者による競争入札（価格）にて最低価格者と請負契約を締結する。
- イ 発注者は最低価格提示者と実施設計内容の確認を行い、適確と判断した場合に確認申請・施工の指示を行う。

4 全体スケジュール（予定）

本プロポーザルから開業までのスケジュールは、次のとおり予定している。設計提案を行う際には、予定スケジュールを考慮の上、実現可能な提案を行うこと。

平成 29 年 3 月	設計・施工予定者選定プロポーザル公示
平成 29 年 4 月	申請書及び資料の提出
平成 29 年 5 月	設計提案の提出
平成 29 年 5 月	設計提案の審査 設計提案の改善（技術対話）、競争参加資格の確認
平成 29 年 5 月	指名競争入札会の実施
平成 29 年 6 月	工事契約、工事着手
平成 30 年 3 月	施工完了
平成 31 年 7 月	開業

II 工事概要

1 工事名及び発注者

産地食肉センター施設整備工事（汚水処理施設）

／宮崎くみあいチキンフーズ(株) (施主代行者 J A 宮崎経済連)

2 工事概要

工事の概要は、次のとおりとする。ただし、発注者及び施工予定者による実施設計に関する協議により変更となる場合もある。

- (1) 工事場所 宮崎県児湯郡川南町大字平田 6 6 5 5 番地 5
- (2) 主要用途 畜産処理加工施設
- (3) 工事種別 新築工事
- (4) 工事範囲 汚水処理施設
- (5) 用途地域 都市計画区域外（用途指定無し）
- (6) 敷地面積 87, 045 m²
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造
- (8) 処理能力 74, 000 羽/日×34 l = 2, 520m³/日

3 標準見積書の評価基準額

標準工事見積書の評価における基準額

10. 8 億円（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）を含む。）

4 工期

工事請負契約締結日（平成 2 9 年 6 月）から平成 3 0 年 3 月まで（予定）

Ⅲ 設計提案業務概要

本工事の設計提案者は、選択された設計提案を実施設計に反映させるため、工事の施工内容等に精通するとともに見積書の内容を十分理解し、工法等について協議・合意ができる者（本工事の監理技術者及び主任技術者は問わない。）2名程度を協議者として選定し、次の業務を実施する。

1 発注者

産地食肉センター施設整備工事（污水处理施設）

／ 宮崎くみあいチキンフーズ 株式会社
（施主代行者 JA 宮崎経済連）

2 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- ア 将来の増産を考慮したシステム及びレイアウトについての提案
- イ 負荷変動等、緊急時対応を考慮したシステムの提案
- ウ 全体工期短縮を考慮した工程及び施工計画について提案
- エ 稼働してからのランニングコスト低減、維持管理性を考慮したシステムの提案

3 監理技術者の資格

一級建築士、1級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定したもの。

Ⅳ 選定及び審査について

1 選定の方法

所定の参加表明書必要書類を提出した者のうち、参加資格を満たしているか確認できた者が、設計提案書を提出することができる。

参加資格を満たさない者から参加表明書等の提出があった場合には、該当者にその旨を通知し、その者は設計提案書を提出することができないものとする。

2 選定のスケジュール

募集の公示	平成29年3月15日（水）～3月29日（水）
仕様書の配布	平成29年3月22日（水）～3月29日（水）
質問書の受付	平成29年3月22日（水）～3月29日（水）
質問書の回答	平成29年4月10日（月）
参加表明書の受付	平成29年4月10日（月）～4月14日（金）
参加資格の審査結果	平成29年4月20日（木）
設計提案書の提出期限	平成29年5月10日（水）
比較検討会	平成29年5月15日（月）
入札・変更指示等の通知	平成29年5月18日（木）
入札会	平成29年5月22日（月）

3 参加資格に関する事項

本プロポーザルへの参加に当たり必要な資格要件は、次のとおりとする。

（１）参加者の構成は、次に掲げるとおりとする。

ア 参加者は、水道施設工事と機械器具設置工事共に施工出来る企業とし、建設業法に基づく許可を有すること。

但し機械器具設置企業が水道施設工事参加条件を満たさない時は２社以上の企業によって結成された、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ（甲）」という。）とする。

イ 特定ＪＶ（甲）の代表者は、下記（２）構成員条件を満たす者を担当する共同企業体とすること。

ウ 特定ＪＶ（甲）の各構成員は、本件の参加について他の特定ＪＶ（甲）の構成員となることはできない。

（２）参加者は（特定ＪＶの代表構成員）は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 参加者（特定ＪＶの代表構成員）は平成28・29年度の宮崎県建設業者等有資格業者名簿に「水道施設・機械器具設置工事」の登録されている者。

- イ 宮崎県発注の建設工事に係る指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- カ 宮崎県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年5月19日告示第369号）の11条に該当する者でないこと。
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- ク 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- ケ 施工予定者の選定にかかる手続き及び設計業者の実施設計業務への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。
- コ 設計業者と資本及び人事面において、次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - （A）設計業者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 - （B）代表権を有する役員が設計業者の代表権を有する役員を兼ねている者
- サ 建設業法に基づく建設業の許可のうち、建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- シ 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の「水道施設・機械器具設置工事共」の総合評定値について、直近の数値が、897点以上であること。
- ス 元請として、過去において次に掲げる同種又は類似工事の施工実績を有していること。
なお、特定共同企業体での施工実績の場合は、出資比率30パーセント以上の場合に限る。
 - （A）污水处理施設：2,000m³/日以上と同種又は類似工事（下水処理施設・食品加工等）の増築工事および改修工事又は新築工場（床面積問わず）の施工実績を1件以上有すること。
- セ 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - （A）全国において竣工した処理能力1,000 m³以上の污水处理施設の監理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
 - （B）建築設備士同等の資格を有すること。
（同等の資格は一級土木施工管理技士、一級管工事施工管理技士を同等とする）

- (C) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (D) 配置予定技術者と企業は直接的かつ恒常的な雇用関係が資料提出期限日において3ヶ月以上継続していること。
- ※ (A)、(B)を1名で満たすことができない場合は、2名で申請できるものとするが、その場合は2名とも本工事に専任で従事するものとする。
- ソ ISO9001の認証を受けていること。
- タ ISO14001の認証を受けていること。

(3) 代表者以外の構成員は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- ア 機械器具設置工事業者においては、次の参加要件をすべて満たしていること。
 - (A) 建設業法に基づく建設業の許可のうち、機械器具設置工事業の知事許可以上を受けていること。
 - (B) 経営事項審査の「機械器具設置工事」の総合評定値について直近の数値が897点以上であること。
 - (C) 今回計画規模(2,000m³/日)同等の汚水処理場機械器具設備工事で、元請として新築・改築の施工実績を有していること。
(鳥・牛・豚どれもかまわない)
 - (D) 前号イからタまでの参加要件を満たしていること。
 - (E) 機械器具設置工事業に関わる監理技術者の資格(国土交通大臣指定資格者)を有する者を専任で配置できること。
 - (F) 配置予定技術者と企業は直接的かつ恒常的な雇用関係が資料提出期限日において3ヶ月以上継続していること。

4 仕様書の配布

本プロポーザルへの参加を希望する場合、書類関係については、以下の方法で配布するものとする。

(1) 請求方法

本要領に併せ掲載の秘密保持に関する誓約書・委任状(様式第1・10号)に記入、押印したものを平成29年3月22日(水)～3月29日(水)午前中(12時)までに、JA宮崎経済連営農部設計センター 日高啓二 まで持参すること。
その際、秘密保持に関する誓約書(様式第1号)委任状(様式第10号)と引換えCD-R(PDF)にて配布するものとする。

(2) 仕様書の返却

仕様書を受領した者は、設計提案書提出日に資料と併せて仕様書を返却するものとする。

5 質問書の提出

本プロポーザルの参加資格及び手続き関係等の内容について疑義を生じた場合は、次により質問を受け付けるものとする。

(1) 提出期限

平成29年3月22日(水)～3月29日(水)午後12時00分まで

(2) 提出方法

質問書(様式第2号-1)に記入し、押印したもの(PDF)とワードデータの両方を添付して、J A 宮崎経済連営農部設計センター 日高啓二 まで電子メールで提出すること。(e-mail:hidaka_kei@kei.mz-ja.or.jp)

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成29年4月10日(月)午後5時までに各社担当者まで電子メールで回答する。

(4) 留意事項

所定の提出方法及び様式以外の質問は受理しないものとする。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を期限内に所定の方法で提出すること。

(1) 提出書類及び部数

A 参加表明書

→1部(A4判・片面印刷、クリップ止め)

- ①参加表明書(様式第3号)
- ②特定建設工事共同企業体協定書の写し(様式第9号-1)(様式第9号-2)
- ③建設業の許可証の写し
- ④直近の経営事項審査結果通知書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑤ISO9001の登録証の写し
- ⑥ISO14001登録証の写し
- ⑦委任状(様式第10号)

*③及び④について、構成員も含む。

B 添付書類

→1部(A4判・片面印刷、クリップ止め)

- ①工事实績調書(様式第4号)

*CORINSに登録している実績については必須提出。CORINSに登録されていない実績の場合は契約書及び図面、仕様書等実績が確認できる書類を添付すること。

(1部で可)

②配置予定技術者の資格及び実績(土木及び設備有資格者)(様式第5号)

※経歴書、各資格証の写し、保険証の写し及びCORINSに登録している実績については必須提出。CORINSに登録されていない実績の場合は契約書及び図面、仕様書等実績及び従事していたことが確認できる書類を添付すること。

(1部で可)

(2)提出期限

平成29年4月10日(月)～4月14日(水)午後5時00分必着

(3)提出場所

〒880-8556

宮崎市霧島1丁目1番地1

J A 宮崎経済連営農部・設計センター 日高啓二

電話番号 0985-31-2341(直通)

(4)提出方法

持参又は郵送・宅配(必ず配達記録が残る方法とし、着信確認を行うこと。)のいずれかの方法により提出すること。なお、電子メール・ファックスによる提出は受理しないものとする。

※持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く各日午前9時00分から午後5時00分までとする。

※郵送・宅配の場合は提出期限必着となる。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載すること。

(5)参加表明書の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

①IV選定及び審査についての参加資格に掲げる参加要件を満たさない者

※参加表明書添付書類(様式第4号及び第5号)で確認できない者を含む。

②提出書類に虚偽の記載をした者

(6)審査結果

提出された参加表明書必要書類について、事務局で確認を行った結果については、平成29年4月20日(木)午後5時00分までに電子メールでその旨通知するものとする。

なお参加資格審査に関する問合せ、異議申し立ては一切受付けないものとする。

7 設計提案書（標準見積書含む）の提出

参加資格があると判断された場合、次のとおり必要書類を期限内に所定の方法で提出すること。

なお、設計提案の内容は、必ずしも業務の実施条件になるものではないが、経済性及び工期からみて実現性の高い提案とすること。

（１）提出書類及び部数

A. 技術提案書

→ 3部（A4判・片面印刷、クリップ止め）

①設計提案書（様式第6号）

B. 添付書類

→ 3部（A3判横・片面印刷・JISファイル折りA4とし、ホチキス止め。）

①特定テーマに対する提案書（様式第7号-1から様式第7号-4まで）

＊次に掲げる、アからエまでの4つの特定テーマの様式のとりまとめ方法は次のとおり。

- ・アからウまでは、様式第7号-1から様式第7号-3を使用し、テーマ毎にA3判横で各1枚以内に記入する。
- ・エについては、様式第7号-4を使用し、A3判横で1枚以内に記入する。
- ・文字フォントは10.5ポイント以上とする。

ア 将来の増産を考慮したシステム及びレイアウトについての提案

イ 負荷変動等、緊急時対応を考慮したシステムの提案

ウ 全体工期短縮を考慮した工程及び施工計画について提案

エ 稼働してからのランニングコスト低減、維持管理性を考慮したシステムの提案

②標準見積書（様式第8号）

C. 上記B添付資料の電子データ（PDF形式）：1部

CD-R、DVD-R いずれかによる提出とし、返却はしないものとする。

（２）提出期限

平成29年5月10日（水）午後5時00分 必着

（３）提出場所

〒880-8556

宮崎市霧島1丁目1番地1

J A宮崎経済連営農部・設計センター 日高啓二

電話番号 0985-31-2341（直通）

(4) 提出方法

持参又は郵送・宅配（必ず配達記録が残る方法とし、着信確認を行うこと。）のいずれかの方法により提出すること。なお、電子メール・ファックスによる提出は受理しないものとする。

※持参する場合は土曜、日曜、祝日を除く各日午前9時00分から午後5時00分までとする。

※郵送・宅配の場合は提出期限必着とする。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

(5) 留意事項

- ①プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、設計提案書提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。
- ②提出された資料の返却はしないものとする。
- ③提出された設計提案書の著作権は応募者等に帰属する。
- ④審査後、選定された者の提案内容に拘束されるものではない。
- ⑤提出書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

V 比較検討会について

1 業者選定の方法

本業務については、発注者において審査委員会を設け、選任された審査委員にて標準見積及び設計提案書の内容について審査を行うものとし、提案適確者にて入札参加業者とする。

2 審査

- 実施方法 審査委員による最終審査（非公開）により提案適確者を決定する。
- 結果発表 審査委員による審査を行い、翌日結果発表（予定）なお、審査結果は、
J A 宮崎経済連ホームページに掲載するものとする。なお施工予定者
に関する問合せ、異議申し立ては一切受付けないものとする。

3 入札参加者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 設計提案書提出期限内に提出のなかった者
- (2) 参加表明書の提出日から、発注者及びJ A 宮崎経済連関係者に直接、間接を問わず連絡をもとめた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者

VI その他

- (1) 参加表明書及び設計提案書提出後において、設計提案書に記載された内容の変更及び追加再提出は認めないものとする。
- (2) 参加表明書及び設計提案書に記載した予定技術者は、本業務及び本工事に係る全てが終了するまで原則として変更できないものとする。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得る必要がある。
- (3) 提出されたすべての参加表明書及び設計提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出されたすべての設計提案書は、提出者の了承が得られない場合は公開しないものとする。
- (5) 参加表明書及び設計提案書の作成及び提出等に係る経費は、参加申込者の負担とする。